

第6回 第1分科会
(学校再生分科会)
議 事 録

教育再生会議担当室

第6回 第1分科会（学校再生分科会）議事録

日 時：平成 19 年 2 月 5 日（月）17：00～18：49

場 所：虎ノ門パストラルホテル（ロゼの間）

議事次第

1．開会

2．討議

（1）教育委員会制度の見直し

（2）今後の検討課題について

4．閉会

（配付資料）

資料1 教育委員会制度の抜本の見直しについて（案）

（参考）教育委員会関連資料

資料2 第二次報告に向けての検討課題（案）

(プレス入室 カメラ撮り)

白石主査 ただいまから、第6回の第1分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ございます。

(プレス退室)

白石主査 お待たせいたしました。それでは、まず初めに、山谷内閣総理大臣補佐官から、一言ご挨拶をお願いします。

山谷総理補佐官 先日は、皆様のご協力によりまして、第一次報告書を総理に提出することができました。本当にありがとうございました。

本日は、1月24日の総会のときに、総理から「教育委員会の改革については、引き続き具体策の検討を早急に進めていただきたい」とのお言葉をちょうだいいたしましたところから、開催させていただくものでございます。

先日の安倍総理による、教育三法案の通常国会提出という御発言を踏まえまして、文科省では現在、「教育法制度整備推進本部」を省内に設置して法案化作業を加速しているところでございます。本部長は伊吹文部科学大臣ご自身が本部長ということで進めているところでございます。この法案提出期限が3月13日になっていますことから、教育再生会議の追加的な提言は速やかに提出されるということが求められているわけございまして、現在、国会開会中ということもあり、総会の開催も困難な状況にあります。このため、本日、教育委員会の改革に関する追加的な方向性について、第1分科会として取りまとめていただきまして、政府に提言することができればありがたいと考えておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

白石主査 ありがとうございます。早速ではございますが、議事に入らせていただきたいと思っております。

本日は、ただいま山谷補佐官からもお話をいただきましたとおり、まず「教育委員会制度の見直し」について前半御審議をいただきたいと思っております。その後、第1分科会の「今後の検討課題」につきまして、御審議をいただきたいと思っております。

それでは、まずお手元の資料に沿いまして「教育委員会制度の見直し」に関する内容について検討をいただきたいと思っておりますので、これを取りまとめてくださいました小野副主査から御説明をお願いしたいと思います。

小野副主査 資料1でございますが、私の方で白石主査と相談し、事務局とも協議しながら、この3月までに法案を現実の問題として、いわゆる地方教育行政の組織及び運用に関する法律を改正して、しかも、その改正の結果が国民にわかりやすく第一次報告の中身を受けて、できるだけ具体化したものをつくりたいということで作業に努力させていただいたわけでございます。

ただ、事務局の方から、ある程度法案でございますので、政府でこの第1分科会の報告を受けて、それを法文にできるようなこともぜひ考えてほしいという強い要請がございま

して、その関係もございまして、若干抽象的なところもあると思いますが、できるだけ本
当に教育委員会が再生できるように努力をしたつもりでございます。

まず第1は、現在の地方教育行政法では、教育委員会の任務についての規定が実はない
のでございます。これが教育委員会しっかりしてくださいよということが若干曖昧な原因
ではなかろうかと。それは昭和31年にできた法律なんですけれども、対決法案でございま
して、多分そこまでこういった中身を書くことはできなかったのかなと思っているんです。

そんなこともございまして、第一次報告にこのことは触れてはいないのですが、教育委
員会が目的、任務を明確にするために、国の基準に従って、地域の教育に全責任を負う機
関として、その役割を認識した上で、透明度を高め、学校と連携を密にし、危機管理にも
迅速に対応し、地域住民にもきちんと説明責任を果たすのだと、こういった趣旨のことを
盛り込んで、教育委員会の任務をはっきり定めたいというのが1でございます。

それから、2番目は、今、若干教育委員会制度については、教育委員長と教育長がよく
混同される、一般の市民には、教育委員長も教育長もわからないという実態も正直ござい
ます。そんなこともございまして、教育委員会という行政委員会である委員会と、事務局
のトップである教育長との関係。それから、それぞれの役割・権限、責任をある程度法律
できちんと明確にすべきではないかと思って2の字句を入れさせていただいております。

3は、第一次報告の中でかなり出てきておるわけでございますけれども、これも渡邊委
員からも意見がございましたけれども、教育委員の職務とか果たすべき役割、これも教育
委員会全体の任務が今回書かれるわけなので、教育委員についてもその役割をきちんと書
くべきではないかということがございました。

それから、教育委員の数を弾力的にしてほしいということもございまして、当初の案で
は、3～10人とか3～8人とかも考えていたのでございますけれども、大きい数を示すと
また行革に反するではないかという意見等もありますので、ここは都道府県、市町村の規
模を勘案して弾力的にできるようにということにとりあえずとどめさせていただいており
ます。

それから、教育委員長については、任期1年と今書いてあって、これは持ち回り互選に
どうもなっている実態がございまして、そこは委員長というのは、教育委員会を代表す
る方でございますから、その役割を明確にした上で一定期間はきちんと委員長をされるよ
うに、例えば2年とか何年ということ、これは政府でお考えいただきたいと思うんです
けれども、1年ではなく一定期間、ただし、これがあまり長くなり過ぎますと、また教職
員人事について権限を持ち過ぎるようなことがあるとよくないので、ここは両面ございま
すので、こういう表現にさせていただいております。

それから、教育委員会が一人一人の活動状況も公にすることで、これは一人一人の委員
の方がしっかりやらなければいけないなという気持ちを持つのかなと思っております。

それから、保護者は現在義務規定ではございまして、努力義務なのですが、教育委員
はお孫さんばかり持っていらっしゃる方でなくて、保護者が入るというのを義務規定にし

ていただきたいということで入れてございます。

4番目の「教育委員会の自己点検評価の実施と第三者評価の導入」でございますが、第三者評価を導入する前提であれば、自己点検評価というのをきちんとやるというのは妥当ではなかろうかと思って、最初に、自己点検評価の実施とその結果の公開を入れさせていただいております。

2番目は、この第三者評価機関を都道府県、政令市レベルに置くということでございますけれども、行政改革ということも考えながら、現在の行政評価のシステム等々関連づけることを考えますと、非常勤の外部有識者から成る外部評価委員会ということで、とんでもない大きな組織をつくるのではないのだということを示しながら、しかし、やっぱりしっかり第三者評価を実施してほしいということでこの趣旨を書いております。

次の項目でございますが、都道府県教育委員会は、自らも第三者評価を受けるわけですが、域内の教育委員会の評価ということも必要かなと考え、それを3番目の項目に入れさせていただいております。これは、例えば村等の委員会でございますと、自分自身で第三者評価をするというのは事務的な問題もございますので、域内については県レベルの委員会やるのがいいのではないかと入れております。

2ページでございますが、「5.小規模市町村の教育委員会」でございます。これは前々から議論ございまして、教育にいい人を得る、事務局に人材を得るためにはある程度の規模が必要でございますので、当初の報告にございましたように、5万人以下のところについては共同設置を求めていくと。それから、それ以上のところであっても、市町村が共同して例えば8万でも10万でも共同してやりたいということは当然でございますから、その規定も入れさせていただいております、いずれも広域的に事務処理できるようにしようということで、教育委員会の統廃合を進めようということをやっております。

それから、6番目でございますが、できるだけ市町村教育委員会・学校に人事、その他の権限を委譲しようということ。これは第一次報告でもその方向を示していただいたと思うわけでございますけれども、小規模市町村の共同設置が進んでいくことについて、進めたとところについては、人事でもできる限り都道府県教委から、市町村教委に人事権を委譲するということが必要であろうと思っております。実は当初は中核市に人事権をすべて移すという趣旨を書いていたわけでございますけれども、これは都道府県教委がかなり強く反対しているということもございまして、それから、将来的に私は人事権をすべて移すべきだと思っているのでございますけれども、当面中核市だけではなくて、すべての市町村に、例えば一定の人事を委譲するということを入れてはどうかという意味でございます。

この一定はどういう意味かということでございますが、例えば、同じ市町村内のA校からB校に一般教員を移動するような場合、こういったものは原則として市町村教委で人事異動ができるように、そういったことも、この一定の人事に関する権限の中には含めていいのではないかと考えております。懲戒処分の軽微なもの等についてもあり得るかもしれません。いずれにしても、この辺が法案の中できちんと政府において実行していただき

いというふうにいるわけですが、仮に人事権をかなり大幅に移した場合には、都道府県教委の方に人事に関して調整権をある程度入れておかないと、例えば中核市と政令市だけがいい教員が集まって、それ以外の市町村が弱体化しても困るということもございまして、都道府県教委の調整と市町村教委にできるだけ移すと、両方書いているわけでございます。

それから、その次の6.の2つ目の項目は、抽象的ではないかという御意見あるかもしれませんが、実は今の市町村からの人事の内申制度というのはきちんと制度があるわけでございますけれども、実態としては都道府県教委がある程度方向を決めたものについて、大体話がついたものを内申をして、それでやっているというのが実態でございます、その前に十分、市町村教委や校長の意見をあらかじめ聞いて、それに配慮するというを入れておかないと、実際に権限が市町村や学校に移らないということがございまして、そのことを法律に明記してほしいという気持ちで書きました。

3番目の項目についても、校長の意見具申について、今はその意見が届くようにはなっているんですけれども、尊重することにはなっていないわけでございます。もちろん全部の校長の意見を尊重すると人事ができないということもあるんですけれども、学校の中については、校長にできるだけ権限を委譲しようということで、意見具申を尊重するという規定を入れてはどうかという案でございます。

7.は、「国と都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との関係」でございますが、前回の教育基本法の審議の段階でかなり国会でも議論になったわけでございますけれども、法令違反、あるいは著しく適正を欠いて、教育の本来の目的達成を阻害してっていると、こういったような事態があるときには、文部科学大臣が何らかの是正の権限を付与すべきではないかという意見がございまして。一方では、地方分権の関係で、こういった規定は慎重にすべきだという意見もあるわけでございます。これは平成13年の分権一括法のときに、地教行法（地方教育行政法）からは規定が落ちているわけでございますけれども、その直接の復活ではなくて、本当に法令違反で著しく適正を欠いて、それが教育の本来の目的達成にそぐわないというようなときには、伝家の宝刀といいますか、是正のための勧告なり是正の指示等が行われるようにしてはどうかという意見でございます。

これは前回の運営委員会で、義家委員とか中嶋委員からもこの規定はぜひ入れるべきではないかという強い意見がございました。若干慎重な意見ももちろんあるわけでございますが、未履修の高校が全国にあれだけの数がある、あるいはいじめについてきちんと対応してない教育委員会等もあることを考えますと、本来はこういった規定が使われないことが望ましいわけでございますけれども、万一の場合、対応することは必要ではないかというので入れてございます。

2番目の項目は、都道府県や指定都市の教育長の任命について文部科学大臣が、かつては任命承認という規定があったわけでございますけれども、全くフリーでいいのかという議論もございましたし、これをきちんと明確化すべきではないかという意見もございまし

たので、これは国の責任を明確化する必要があるとの考えも示されたということで、これは多数意見ではないけれども、少数意見でそういう意見があったということを示しているものでございます。

最後に、学校と教育委員会の第三者評価機関について、国の独立行政法人を改組して行うということを第一次報告では検討していたわけでございますけれども、これについては、独立行政法人を改組するためには予算要求、組織の改正要求等が必要でございますので、この3月までにこの部分を固めることは非常に難しいとも思われますし、それから、学校評価の仕組みをこの再生会議でも十分御論議いただく必要があるだろうということもございまして、この点については引き続いての検討課題ということで、今回の法案にはこの部分は盛り込むのは時間的に間に合わないということでとりあえず案をつくらせていただいております。

できるだけ政府にきちんと、私どもの再生会議の意見を受けていただいて、それを法案にしてほしいという強い気持ちもございまして、そういう意味では、私がもともと持っていました原案に比べるとマイルドになったなという感じはやむを得ないと私は思っているんですけれども、非常に時間の短い中で法案をきっちり出してほしいという趣旨から、白石主査とも御相談させていただきながら、こういう案をたたき台ということで出させていただきました。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

白石主査 ありがとうございます。それでは、ただいまより具体的な討議に移らせていただきたいと思います。どなたからでも、どの部分でも結構でございますので、御発言をいただければと思います。渡邊委員お願いします。

渡邊委員 今までの話し合いからして、今、マイルドという意見が出ましたが、かなり腰が弱いというか、何か積極的ではないような感じがします。例えば10万人と以前話が出ていたような気がするんですが、5万人という形で、本当に5万人の市町村における教育委員会が必要なのかと。地域の独自色であるとか、また、子供たちのセーフティネットをしっかりと張らなければいけないという意味において、市町村における教育委員会が必要なわけであって、本当に5万人ごとに教科書を選択したりというのは本当に必要なんだろうかということをもまず議論するべきだと思います。

2点目としましては、6番の人事権の問題なのですが、今現在、私も神奈川県教育委員に出ておりますが、これにおいて、懲罰だけが神奈川県教育委員が市の職員に対してやっております、その懲罰のことを決定するに当たって調査をしようとしても、その調査さえもままならないという状況であります。ですから、ここにおいては、採用及び人事権というものは、そのある一定の大きさの市町村にしっかりと委ねて、都道府県においては、中途半端に持っている権限を全部委譲するといった方が非常にスマートだとも思いますし、スムーズですし、このねじれ現象に対して、市も県も甘えています。要はねじれがあるから我々手出せないとか、ねじれがあるからここまではと、このねじれによってみんな

なが無責任になっているというのが現状ですから、このところは絶対にメスを入れなければいけないと、そのように思っております。

それから、もう一点なんですが、今、神奈川県教育委員会でも公開ということが非常に問題になっております。要するに教育委員会を公開しようということなんですが、先日も県の議会におきまして、教育長が公開するという約束をしたわけですが、その公開の中身と申すのは、実際にはデキレースのところでありまして、実際の本当に話し合われているのは協議会のところでありまして、この協議会のところの話し合いを私は絶対公開にしなければいけないということで、今、神奈川県ではそれを検討中でありまして、それと同時に、これも教育委員会のことをよく御存じの方ならばわかっていらっしゃると思いますが、教育長と事務局とのやりとりの中ですべてが決められています。ですから大事なところは全部そこで決まっているわけですから、その議論を公開しなさいと。その会を、役員会というか、その会を公開しなさいという話をしましたら、そんな会はないという答えが出たので、だったら、それはとんでもないね。教育長が全部独占で決めているんだね、ということで、前回、私は神奈川県教育委員会ではかなり厳しく指摘したのですが、この教育長を中心とした事務局の会と、それから通常の検討段階も含めた教育委員会、この部分を公開にした上において第三者評価を受けるということでなければ、第三者評価というのは恐らく形だけのものになってしまうというように思うわけでありまして。

以上、3点意見です。

白石主査 ありがとうございます。人口規模の問題ですね。そして市町村と都道府県の権限の分担、調査権を含めてどうするかという問題。そして、すべてのプロセスを含めて公開をする、この3つの点についてご意見をいただきました。いかがでしょうか。

小野副主査 今の点、委員協議会で実質的なことを決めるというやり方は、本来の教育委員会のやり方からいくとやや問題ではないかと思えますね。

渡邊委員 委員の協議会ですか。

小野副主査 はい。

渡邊委員 委員の協議会というのは、割と勉強会的なものもすごい強いんですね。

小野副主査 実質的なところで、しかし、ある程度合意を図っていくと。

渡邊委員 そうです、そうです。

小野副主査 そうしないと、教育委員会は公開だからと。それは抜け道のような感じがちょっとするので、やや、いかがなものかなというふうに思います。もちろん人事案件等は公開すべきではないと思いますが、校長を誰にするかということに関しては公開すべきでないのですが、それ以外の案件はきちんと地教行法で公開に今なっていますから、本来公開にすべきだと思います。

渡邊委員 すべてですね。

小野副主査 教育委員会会議はですね。

渡邊委員 賛成です。

小野副主査 人事案件とかを除いてですね。

義家委員 今回の件でいいですか。

白石主査 今回の件ですね。義家委員、門川委員お願いします。

義家委員 この公開についてなんですけど、今、渡邊委員がおっしゃったような現実というのは実はあるわけですけども、ただ、すべてを協議会で話し合わないで、いきなり会議にかけると。横浜市なんかは大体朝の9時ぐらいから始まって夕方5時、6時までやっても足りないんですよ。そこでまた別個の勉強会とかそういうものをつくりながら実は検討している現実で、今、「横浜版学習指導要領」をつくっているわけですけども、そういう意味で、それをすべて公開するとすると、非常にエネルギーも要するし、ちょっと大変かなと思うんですね。事務方も物すごい疲弊していくと思うんですよ。だから、それを本当にやってしまっているのかというところが、現実として考えなければいけないと思うんですね。

もう一つが、非常に形骸化してしまって、上がってきたのを追認するというだけの教育委員会組織の現状が全国的に見るとあるんですけども、例えば横浜市なんかは事務局から上がってくるのがひっくり返ることもあります。この件については、教育委員会でもちょっと話し合わなかったら無理ですという形でひっくり返る。つまりいかにして委員が自覚を持って、これは一人が自覚を持っていてもだめなわけですね。6人全体が自覚を持ってないと議論できないわけで、そういう委員の選任も含めた、首長の責任も含めて、そういう具体的な方を出していく方がより現実的かなと実は思います。だから、教育委員会連絡会の内容を公開するというのは私はちょっと反対ですね。

渡邊委員 ごめんなさい。それについていいですか。よくわかるんです。だけど、結局これだけ公開しようとかになると、必ず事務方が調整するんですよ。だから全部だよ、と言わないと、最初はだめなのかなと。それは最終的には、今、おっしゃるとおりで、そうあるべきだと思います。最初は爆弾を落としておかないと、あの事務方の調整ぶりは見事ですから。

白石主査 渡邊委員がおっしゃる公開というのは、例えば、委員勉強会とか協議会と称して事前に根回しが行われるわけですね。それをすべて白日のもとにさらすということではなく、議題やどういうことが議論されたかという議事録の公開ですか。それとも会議体の公開ですか。

渡邊委員 両方ですね。でも、本当は議事録だけでいいと思っていますよ、私は。だけど、議事録だけでは弱いのではないかな。正直言って、私は教育委員会にそのぐらい不信持っているんですよ。だから全部オープンにしないとだめなんじゃないかな。ごめんなさい、1つ意見言わせていただきますと、ここ数回出の中で、教育委員会は解体するしかないんじゃないかなというぐらい思っています。例えば、1つの案件があっても、物すごく先生寄りで、本当に正式なジャッジがされてないですね。

ですから、そういう面から言うと、今までのしがらみがいっぱいあると思うんですよ、

それぞれの教育委員会に。一回解体しないとだめなのかなと。解体することはできないとしたら、門川委員のところみたいにしっかりとした教育委員会もあるのもわかっていますので、解体がないとしたらオープンという方法しか改善される方法はないのかなということでは言ってみました。

白石主査 ありがとうございます。門川委員お待たせいたしました。

門川委員 率直に申し上げまして、直接行政をやっていく市町村教育委員会と、僭越なんですけど、間接行政の都道府県教育委員会との違いをここでも感じるんです。直接行政をやっているところは本当にしょっちゅう学校へ行って、保護者・地域の声を聞いて、教育委員会会議には、必ず傍聴者があり、それから学校での様々なことに関して情報公開請求があれば、2週間以内に情報公開しないといけないのですけれども、膨大な公開文書のプライバシーに関わるところに職員が徹夜でシールを貼って対応しており、大変苦労している。制度が過渡的な時期だからやむを得んなど思いながら、このエネルギーを十分子供の教育に生かしたいと感じています。会議録も大事でありますけれども、この会議でもそうですが、細かいやりとりまでの会議録にして、物すごい税金、賃金を使ってもほとんどの人が見てくれないのが現状です。再生会議は秘密会ではないかと言う人に私は、いや、ホームページ見たら全部載っていますよと言うんですが、そんなの見ていられるか、となるんですね。特別に意図を持った人しか見てくなくて、幅広いものにならない現実があります。京都ではありませんけど、他府県の非常に意欲満々の教育委員さんが、魔女狩りのような形で発言の一部分だけ取り上げられて攻撃を受けているということも現実あります。

私は教育行政で大切なのは、子供に、市民に、どう責任を持って、1つ1つの学校がどうよくなっていくか、教育委員の一人一人の発言とか、もちろん一人一人の行動も公開していく、この原案については賛成でありますけれども、私は一番大事なのは学校評価と改善であり、教育委員会の具体的な施策の評価、それがどう効果を上げたかということとを点検して市民に公開していく。そして意見を募って参画してもらい改善していく。そういうことが大事なので、あまり形式をがんじがらめにしてしまうとだめではないかなという気がしますから、留意が必要です。しかし、概ね妥当なまとめをいただいているのではないかと思います。

私は、まず1つですけれども、この1次報告はよくまとまったなと思っています。当事者意識が大事だ、地方総がかりだということも書いてあります。法案をこの国会で出そうということも賛成なんですけれども、都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会の人、当事者があまり議論に参画していないところでまとめきっているところも事実であります。法律で決めてしまうと、それが一人歩きしてしまいます。この再生会議は、この3か月、本当に真剣な議論がなされてきたけれども、十分議論が尽くされている部分と尽くされていない部分があります。マイルドという意見もありますが、法律で決めるとしたら、こういうことではないかなと。できるだけ早く一致した部分の法律を通して、そして頑張

る教育委員会はどんどんモデルを実践していき、公開していく。同時にだめなところには、本当に責任が果たせてないところには、文部科学省が強力な指導を入れて是正措置していく。こういうことをして、その上で、必要であれば次の改正をしていくということだと思います。

それと、いくつか具体的なことですが、1つは「教育委員会の目的、任務の明確化」、このとおりだと思うんですけど、「国の定める基準や指針に従い」という基準とせっかくの地方分権の流れとの関係です。地方が創意を活かしながら責任持って教育していくことと、国が責任を果たすということとの調和だと思うんですけども、だから、国が細かい基準をつくられたら地方はかなわんと思うでしょう。

白石主査 箸の上げ下ろしまでですね。

門川委員 はい。そうなりますので、国が定めるのは、「大綱的な基準」とすべきだし、また、それしかできないと思うんです、基本的には。そういうことが1点であります。

それから、「地域住民にきちんと説明責任を果たさなければ」というところに、「地域住民の参画を得て」とか「住民参加」などの文言が入ったらいいのではないかと、当然のことです。

大きな2点目ですが、今、一人一人の教育委員の在り方が問われていますが、それ以上に教育委員会の事務局機構、事務局の専門性が問われています。小さな市町村の教育委員会の合併も必要と思います。危機対応できないとか、あるいは指導主事がほとんどいないとか、指導主事が全職員の数%に過ぎないところもあります。教育委員会事務局の専門性を高めることが、法律でどこまで書けるのかどうか。教育委員会には、例えば、LD、ADHD、カウンセリング、あるいは危機管理の専門家を育成し、専門性を高めることが必要です。教育委員だけがどんなに走り回っても学校はよくなりませんから、そういうことが大事だと。ただし、細かく法律に盛り込むかは御検討いただいたら結構ですけれども。

それから、3点目の「教育委員に保護者である者が必ず含まれるように」の部分もこのとおりだと思います。ただ、以前の議論で「保護者である者が」の前に「義務教育の」というのがありましたね。最近、少子化で子供一人しかおられない家庭も多いんですが、保護者が小学校のPTAの役員に就かれる場合は、大体子供が高学年ぐらいの時です。そうすると教育委員1期4年だったらいいんですけど、2期8年となると子供が、途中で中学校から高校に進学します。ですから、義務教育の保護者ということに限定せず、準義務教育化している現代においては高校の保護者でもよいのではないかと。一時期、義務教育の保護者でなかったらいけないというのがあったのですが、非常に具体的な人選などを考えたときに高校までになったらありがたいと思います。

4.の「教育委員会の自己点検評価」、ここにも「公開」ということを書いてもらったらいいのではないかと。2つ目の項目に「評価委員会を置くことなどにより」との表記であるが、がんじがらめに決めるべきではないですね。例えば京都市の例で申します。前にも申し上げたことがあるのですが、外部有識者による政策評価委員会というのが教育委員会を

含めたオール京都市の政策・施策を評価されている。この5月市議会で新たに仮称ですけども、「行政評価条例」というのが出される。そこには政策評価、事務事業評価、日本で初めて条例化される学校評価、交通、水道、外郭団体評価、公共事業評価など、そういうことがきちんと、条例上で定められて実施されるので、それとは別に、教育委員会評価というものをつくらなくても、その中に教育委員会評価を組み込めばいいわけです。地方で読みかえができるように。必要な水準に達しない、骨抜きを読みかえはいけませんけれども。がんじがらめでなしに、地方の主体性が発揮できるように。この表記については異議はないわけですけども、そういうことも含めて書いていただいていると理解しています。

(下村副長官入室)

あと、7.の「国と都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との関係」ですけども、1つ目の項目は必要だと思います。ただ、当然のことですけども、この中に地方が責任と権限を持って創意を活かした教育行政ができるということを基本にし、国が必要な範囲で責任持つということとの調和が大切です。「教育委員会制度は地方分権が基本である」との表記を入れれば誤解されないのではないかと。この機会に国が権限を強化して中央集権的なことをやり出しているのではないかとということが一部のマスコミ等では言われていますけれども、決してそうではないのだということを、明確にすべきです。

以上でございます。

白石主査 ありがとうございます。

途中ではございますが、下村副長官がいらっしゃっていますので、本日は前半が教育委員会部分の議論、後半が今後の進め方についての議論の予定ですが、もし途中で中座されるご予定があれば今、御発言をいただいております方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

下村官房副長官 連日ありがとうございます。最後まで、今日はいるつもりでございますけれども。

白石主査 何回でもよろしくお願いたします。

下村官房副長官 教育基本法でも、教育改革国民会議が提案をしてから新しい教育基本法を制定すべきだと中教審で諮問を受けて答申。また、その後、与党で協議して、国会に上程するまでに何と5年もかかっております。

昨年の4月に国会に出されて、そして、途中ではあったのですが、臨時国会まで行きまして、臨時国会のときも、これは安倍総理が絶対この臨時国会でこの法案を通すのだという思いがなければ、昨年の12月には通っていなかったという法案でございまして、それぐらい大変な法案で、今回はなおかつ3つでございますので、これは拙速になってはいけなし、しかし国民的な関心も含めて、まさに教育再生ですから、社会総ぐるみで、みんなで教育問題を考えるということ。これは国会側のすることなんですけど、通常の文教委員会では全く間に合いません。ですから文教委員会ではなくて、この3法については、特別委

員会等を特別につくってもらうとか、国会で。また、伊吹大臣にはちょっと張り切っていて、これは既に動いておりますが、これもあり得ないことですけど、2月中にこの3つの法案については、中教審で特別議論していただいて取りまとめをしていただくと。2月中に中教審の方でも取りまとめをすれば、国会に出すタイムリミットというのは一応3月15日までということになっていますが、3月15日ということと、それから与党の方がこれについて協力をしていただければ、つまり成立をするという意味で、積極的な特別の協力をしていただければ、これは十二分に可能性があるということで、逆に言えば、教育再生会議の皆さんが問題提起をしていただいたことが、これは山谷補佐官も言われていますが、今まで7年、8年かかったことを、3か月間ぐらいで通すという大変これはありがたいことですが、急ピッチの大変な、ある意味では対応を与党でも文科省でも、あるいは国会でも考えてくれるような状況に今なりつつあります。

それだけ教育再生会議の皆さんのこの御提言というのは大変重要なことですので、ぜひ、また、国民から見て、こういう法案が出ることを本当に待っていたと、期待していたというふうなことを出していただくことが今後の議論の中でも大変重要だというふうに思いますし、また、そういう意味で、今日の会議というのは非常に重要な会議であるというふうに思いますので、ぜひ率直な御意見を出していただきながら、なおかつ国民にとって、こういう法律改正こそが必要なんだと思ってもらえるような案をぜひ積極的に議論して出していただいて、皆さんがつくられたものについては、しっかりと我々の方でフォローしながら、なおかつ、今そういう状況が生まれておりますので、ぜひ早めに法律案として成立できるように、そして、それが国民の、特に子供たちの教育現場の改善・改革になるように、我々としてはその後、しっかり頑張りたいと思いますので、ぜひその突破口が、この教育再生会議でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、第一次報告もマスコミからはいろんな言い方がありますが、教育の専門家的な人から見ると、全部読み込むと、これはいい案だと。大変すばらしい提言を出されているというのが、実際の現場の声だというふうに私は思います。それだけ現場の人たちから見ると、再生会議の皆さんが、よくここまで事細かく提案をしていただいているというのが大方の実際の現場の声だというふうに思いますので、それだけすばらしい第一次報告をつくっていただいておりますことを改めて感謝申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

白石主査 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、葛西委員お願いたします。

葛西委員 私はこれは全体としてよくまとまっていると思います。したがって、字句その他について言いますと、いろいろな修飾語をつけるとかえって方向性が明らかでなくなりますから、この原案をそのまま使われるのがいいのではないかという気がいたします。これは方向性のお話ですから、この言葉の中で様々なエクスキューズを用意しても、それは法案になったときには何の意味もないのであって、主張の方向が明確であることの方

が大事で、その点で見ると、簡要によくまとまっているように思います。

それから、現実これができたときにどのような教育委員会になるかというのは、これは運用を含めての話になります。運用において必要なのは人間の問題でありまして、人材を得られるかどうかということで、制度とか組織はどんなにうまく作っても、人材を得なければ決して動かないというふうに思います。後は運用の問題だというふうに割り切って、時間の制約もあることですから進まれるのがいいと思いました。

白石主査 ありがとうございます。いかがでしょうか。品川委員お願いいたします。

品川委員 私も全体的にわかりやすくいいと思います。3点ほど、先ほど門川委員がおっしゃっておられたことと重なる部分もございますが、申し上げたいと思います。

まず1点めですが、私自身がいろいろと取材をしていて感じる、機能している教育委員会とそうでない教育委員会の違いがどこにあるかという点についてでございます。この会議にも教育委員の方が3名いらっしゃいますが、実は違いは教育委員の方にあるのではなくてやはり事務局にあると痛感しております。優秀な事務方がいらっしゃる教育委員会が圧倒的に機能している教育委員会ですが、中にはそこであなた方は何をしていたらっしゃるのと問いかけたくなるような事務方というのもしっかり申し上げていらっしゃいます。

先ほど門川委員が専門性が大事だとおっしゃっておられましたけれども、まさにそのとおりだと私も考えます。付け加えますなら、教育長のリーダーシップのもと、事務局機能の基盤整備、つまりゴールを明確にして機能強化を行っているかどうかにあると考えます。特別支援教育一つ取りましても、LD、ADHD等のある子どもたちへの指導を来年度から全国で一斉に導入いたしますが、すでに10年近く前からモデル事業を引き継ぎ、すべての子どもたちへの支援・指導を視野に入れて動いている教育委員会がございます。そういった教育委員会では、年間に300校から400校を一人の指導主事の方が回られていたりするんですね。私は取材するたびに頭が下がります。ですが、そういった現実がある一方で、その自治体の隣の市町村では、議会がお金をつけてくれないからできませんとか、国がガイドラインを出さないからできませんとか、国が予算をつけてくれないからできませんなどいろいろな理由を挙げて、「やりたいけれどできない」と平然と言い放つ教育委員会があったりします。しかも、そういったところが少なくないのもまた、残念ですが現実なんですね。そういった教育委員会の教育委員の方に話を伺いますと、教育行政については事務局のほうにお任せしています、というようなことをおっしゃったりします。あるいは学校現場での問題を保護者が訴え出たとしてもものれんに腕押しで、同じように事務局にお任せ状態だったりするんですね。先ほど教育委員の年齢分布についての資料を頂戴しまして、小野委員が「お孫さんがいる方」という表現をされておられましたけれども、本当に高齢者の方が多く、今の教育状況をどこまで把握されていらっしゃるのか検証もできません。また校長先生の「上がりのポスト」になっている自治体があるのも否めません。そうやって考えますと、現状では教育委員という存在がどれほどの意味があるのか、機能をしているのか、今一度各自治体が検証する必要があるであろうと思っています。いずれにしまし

でも、ここの法案をつくられるときに、はっきり書かないというのも解釈する余地を残すという意味では1つの方法なのかもしれませんが、私としましては逃げ道をつくらないという意味においては事務局の職責を明文化しておくことが実は必要だろうと、取材してまいりました立場から考えております。

それから二点目ですが、先日、第1次報告を検討していたときにも申し上げましたけれども、教育長の上に教育委員がいるという、この構造を変えることも、ここの会議で検討し提言していてもいいのではないかなと考えております。確か、葛西委員もご指摘されておられたと思うのですが、実際に教育委員会を動かしているのが教育長と事務方、いわゆる行政の方々であるのですから、教育委員が彼らの上にいること自体が、形上は美しいのかもしれませんが、現実的にはナンセンスな話だと思っております。教育行政のプロがおやりになっておられることを教育委員の方々がチェックするという在り方を含め、教育委員の機能について根本から検討しなおしてもいいのではないかと考えます。

三点目は、文言の表現についてでございます。頂きましたものを拝読いたしますと読み手に誤解を与えるのではないかなと思う表現がいくつかございます。たとえば、「文部科学大臣が是正のための勧告を行い」というところなどですね。これを読みますと地方分権の時代なのに国の管理を強化すると読めてしまいます。これについては現場から疑問の声が出るのではないのでしょうか？ この表現ですと、国の管理を強める方向で再生会議が検討してきたと思われると思いますが、私の理解不足なのかもしれませんが実際にはそういうような話し合いにはなってきたてはいないのではないかなと思っております。ですので、言葉遣いには細心の注意を払っていただきたいと考えます。すでに第1次報告も、本文について書き込まれている内容がきちんと読まれず、また報道もされず、見出しだけがあのようになり、全体的に浅薄な内容として受け取られたという経緯がございます。ですので、そのあたりを考えていただけますといいかなと思っております。

以上です。

白石主査 それでは、渡邊委員、葛西委員とまいりたいと思います。

渡邊委員 これは皆さんの意見を聞きながらと思うんですが、教育委員長の常勤化を提案したいと思っております。教育委員が非常勤で、非常勤取締役のような働きをしているんですが、教育委員長があまりにも委員長としての仕事をしていない。先ほど言われたように教育長がほとんど実権を握ってしまっているという実態があると思っております。そうしたときに教育委員のトップである教育委員長がリーダーシップを発揮していくためには、私は常勤でなければ、あの仕事はとてもじゃないけど、務まらないなということを、実際教育委員長が、教育委員長の役割を明確にすればするほど、多分常勤にならなければいけなくなってしまうのではないかとこの文章を見てそう思いました。

それから、あと、先ほどから国の関与がということですが、私は今回この教育委員会制度の抜本的見直しが一番大事なところは、指導、助言に勧告指示がつくということだと思うんですね。そこは緩めてしまうと、国民に何が変わったかわからないということにかえ

ってなると思うんですね。それは強くするというのではなくて、今までみんなが無責任だったものを責任を明確にするのだということにおける勧告、指示というところは強調するべきではないかと、私は個人的に思います。

白石主査 ありがとうございます。葛西委員お願いします。

葛西委員 先ほど品川委員がおっしゃったのは、私もその通りだと思います。会議体と執行体というのは、やっぱり機能が違うと思います。したがって、教育長をトップとする執行する機関の上に会議体があるということになって、直列な形になっていますと、これは絶対うまく機能しないように思います。会議体というのは複数の人員で構成されていますから、責任の所在が不明確で、言わばヤマタノオロチみたいになってしまうわけです。従って、会議体というのは、ここに書いてあるように、目的や任務が明確になっていて、それは責任は持つだけけれども、どういう形で責任を持つかといえば、「基本的な方向を決めて、そして執行体に委ねる」ということにおいて責任を持つのであって、組織系列上、それが上にあるという図式は非常にうまくいかないのだと思うんです。

教育委員会と教育長以下の教育現場の関係のイメージとしては、例えば内閣と国会とか、あるいは会社でいうと、CEOと取締役会とかいったような関係で整理されていることが大変望ましいことではないかと思えます。

白石主査 ありがとうございました。司会が発言してはちょっとまずいかなと思うのですが、私に気になりますところが1～2点あるのです。6の箇条書きのところ、「留意する」とか「十分配慮をしなければならない」とか、「校長の意見具申を尊重すること」ということ。小野委員と数日前に御相談した結果、法律にこれが書き込まれることによって相当強い影響力を持つというお答えをいただいているわけですが、果たしてこの表現できちんと運用されるのかどうか。担保措置とか、チェック機能をどうするかということも併せて考えなくてはいけないということがまず1点目でございます。

2点目に気になりますところが、最後の「教育委員会の第三者評価機関」のところですが、これはまだ予算化されてないので具体的には書き込めていないのですが、「国の独立行政法人を活用することなどを含め、教育再生会議として引き続き3月までに検討する」というふうに書かないと、主語と期限が不明確だと思うんですね。この会議体はいつまで続くかはまだ明確ではないですけれども、きちんとこの会議で、何月までということを書き込んでおかないと、この内容を受けて、詳細を文科省でやるのかどうかという主体がわかりませんので、その部分を少し手を入れさせていただければと思います。

門川委員がおっしゃった国の権限を強化するという意味ではないという点、協調路線でということも少し文言を工夫すれば、あまり読み手に誤解を与えないのではないかと思います。品川委員やほかの方がおっしゃったような職員の専門性向上というのを具体的に法案化する中で、どういう文言で書いていくのか。「各教育委員会は職員の専門性を向上させるための研修制度などを含め、一定の措置を組み込む」というふうにするのか、それについてはどうでしょうか。

義家委員 事務局の専門性というのは、首長がある程度意識を持っていないとなかなかできません。一般の地方公務員ですから、首長部局で人事異動になっていくと、責任者が3年に一度とか4年に一度とか変わっていったり、逆にちょっと教育委員会へ2～3年行ってまいりますみたいな人事も現実にあるんですよね。もちろんその方たちにとっては、県とかの財務とか、そういった仕事の方が胸が張れる仕事だったりなんかして、教育委員会というのは、どちらかというところ、地方公務員の一般の意識としては、ちょっと面倒くさいとか、つらいとかという形で人事配置されるケースもあるんですよね。

そういう意味では、教育委員の人選もそうですけれども、首長部局がある程度の認識を持つ、それなくして教育委員会というのは変わらないんですよ。何をどう制度改革しても、首長が自覚を持って教育委員会の人選をする。首長が自覚を持って事務局のプロ、専門的なプロをつくっていくという体制ができない限りは、どう制度で手を入れても、結局机上論になっていってしまうような気がするんですよね。だから、教育委員会においての首長の関与とかではなくて、ある意味で教育委員を選任するのは議会にかけるのは首長ですから、首長の責任、そういうものに対して踏み込むことができるかどうかということがまず大事のような気がします。

その上で、もう一個、これは今回のものに入れられるかどうかというところなんですけれども、政令市、今、県費負担、横浜市は教員の人件費は神奈川県が出しているんですよね。しかし、人事権は横浜市が持っているんです。教員の数1万7,000人か、大量な教員の数いるわけです。人事権を持ちながら、神奈川県全体から考えても大変な学校も非常にたくさんあるわけですね。その中でとにかく増やそうと思ってもなかなか人件費を持っていないので、政令市独自の方策が出せないんですよね。今回、指導力不足教員、有給休職教員の調整手当を4%～1%に落としたんですね。それは市立高校だからできたんです。横浜市が人件費を出しているところだからできたんですね。

だから、政令市における県費負担の現状を市費負担にして財源委譲、これを速やかに進めるといって、こういうことも進めていっていただけると、かなり地域に密着した現実に即した教育改革ができていくと思うんですけども、その辺、今回に盛り込めるか、それともその後に盛り込むか、これは具体的に現実を出して議論してほしいと思います。

白石主査 皆さんの御意見を伺っていると、確かに教育委員個々も大事だけれども、教育をつかさどる教育長の役割は非常に重要、職員の専門性向上も必要だし、教育長、つまりトップのリーダーシップや教育委員会のガバナンスが非常に重要ということです。これは公務員の中から一定期間のローテーションが行われていますが、本当にそこを機能させるためにはトップである教育長をどうするかということに落ちついていくと思いますが、これは全く見識があっても外部の人では無理なわけですね。

義家委員 例えば門川教育長なんかは、教育行政畑の中でずっといるわけですよ。非常に専門性があって、いいところも悪いところも全部見てきた上での今なわけですね。

白石主査 門川委員みたいに、十何年いらっしゃる方はごくごく珍しいわけですね。

門川委員 いいのか悪いのかは別の話ですが、そうですね。

小野副主査 教育長は本当に専門家として事務局のトップですから、教育長にいい人材を得れば、私は、ほとんどの問題は解決すると思うんです。それは事実なんです、しかし、全部の教育長に本当にそういう人を得られるかという課題があるので、システムとしてやっぱり変えていく。先ほどおっしゃった事務局の職員に、私も教育長3年やりましたけど、教育委員会に飛ばされたというふうに思っている人がいるんですよ。そうではないんだと、教育委員会は大事なところなんだ。私のいた市は係長試験があって、私が行くまでは、教育委員会から係長にほとんどなれてなかったんです。これはおかしいと。ここはいい人に、来てもらうのだということで、私の頃から頑張っただけで係長試験たくさん受かるよう努力もしたんですけれども、いずれにしても教育長が頑張ればかなり変わるので、おっしゃったような事務局の専門性を高めるための研修だとか、人材を得る措置というのは必要ですから、それは考えてもいいかなとは思っております。今のは意見です。

白石主査 なかなか単年度でいい人がほしいとかといっても動かないですね。

小野副主査 若い人を教育長にするというようなことをやればかなり変わる、本当に変わります。

葛西委員 人事は意識の問題で、いくら法律の案文に書いたりしても解決はしません。今言われたように、トップが意識を持って、人材を必ずそこに持ってくるという運用があって初めて、ここに書いてある法律化されたものが生きてくるんですね。法律に書いたら解決するという話ではないから、そういうふうにして世の中の意識を作り上げていくという以外に手がないのではないかと思います。

白石委員 小野委員、川勝委員、渡邊委員といきますので。

門川委員 地方教育行政法の19条に、都道府県の教育委員会には、指導主事、事務職員、技術職員、その他の所要の職員を置くことあり。指導主事の役割等も書かれています。その次に、市町村の教育委員会には都道府県の規定に準じてとあり、トーンが落ちているわけですね。市町村も含めて、その規模に応じて指導主事と専門性のある行政職員を置くのだということが書けないかなと。あるいはそれは努力規定でも構わないと思うんですけれども、そういうことは一切なされてないんですね。

文科省には、行政マンで文部科学行政の専門家がいますが、地方には指導主事とか教職の専門家はおられるけれども、教育行政を専門にする行政マンというのが育っていない。大学もそういう人材を育てるところがどこもない。大学で教育行政をやっているところというのは特定の考え方の人が多かっただけで、そこで実際の人材が育たない。最近、生涯学習とかの研究分野から大分出てきていますけれども、学校教育の分野の行政マンが育っていません。ですから、もし、教育委員会事務局の指導主事その他の職員のところの表記を努力規定でもいいんですが、少し変えてはどうか。ただ、他方で行政はシンプルでなければならないという要請との両立も考えなくてはなりません。

白石主査 川勝委員お願いいたします。

川勝委員 教育委員会の現場を知らないので、発言するべきではないのかもしれませんが、それだけに現場を経験されている方の意見はぜひ尊重するべきだというふうに思います。なかんずくこの原案はそれなりによく整理されたものとして拝見いたしました。今、門川委員の言われている柱は、地域分権と専門性というこの2つではないかと思うんですが、この文案の中に地域分権よりもむしろ国家管理というものが表に出過ぎているようなところがあるからということには注意して見るべきだと。

もう一方、専門性に関わる項目が、特に6.のところで、小野委員もこの点を言われましてけれども、最初の項目ですが、「各市町村の教育委員会にできるだけ一定の」と、「できるだけ」でいいのではないか。それに関連して、都道府県の方は、「調整に限る」というようなことをもう少し明確に書かれた方がいいのかという思いがいたしました。そして、教育委員長と教育長の相違というのは、多くの方々にはすぐにはわからないところがあると思うんですが、そうすると、そういう実態に合わせた名称に変えてもいいのではないか。例えば実質教育委員長は座長のような形ですね。ここで、教育委員長の役割とありますが、教育委員会が形骸化しているから、しからば、それをきっちりさせるために実質的な委員会になるために、一定期間委員長、2年とか3年とか、そうすれば、この教育委員会の中身はよくなるんですか。そういう明確な変更、よい方への内容が変わるということが不明なまま互選から2年に改めてよくなるものかなという、そういう気がしたのであります。

ちょっと前後しますが、教育長の、また教育関係の事務局の専門性を高めなくてはいけないと。これは門川委員ご自身がその証みたいなものですから、こういうふうにならなければならないということであれば、これがしょっちゅう変わっているようでは非常にぐあい悪いですね。一方、教育委員会が担当する国公立と、もう一つ、私立の小学校や中学校がありますね。そこのところは教育委員会の指導が及んでないわけですから、そこでしっかり人事あるいは教育ができていくということは校長の権限が高いからでしょう。そういうことを考えれば、現場におろしていくという、そういう方向で、それを念頭に置いて文案をもう少し書いていただきたい。

それから、非常に大きな教育改革の枠組みとして、「美しい国づくり」と。「美しい国づくり」は上から、これが美しいと言えば統制になりますので、したがって、今内閣は内閣史上初めて道州制担当の大臣を置かれていると。したがって、これは地域分権というものをしない限り、つまりそれぞれの地域で、それぞれの地域のよさを活かした地域づくりをしてくださいと。その基礎に教育があるということなので、したがって、事務をつかさどる教育委員会というところにぐっとおろしてこなくてははいけないと。最終的には都道府県というのがなくなると、長期的に、むしろ道州に変わるということであれば、それだけに市町村の現場にぐっとおろしていくという方向をもう少し明確に出した方がいいというふうに思うわけです。そして国の権限は恐らく道州に委譲されていくに違いない。旧帝大の管轄権のようなところに文科省が、今のところ文部科学省はそういう出先機関がありませんので、道州制になれば、そういう出先機関の中におりていくということも考えられま

すけれども、そうしますと、そのところで権限強化をしていくという意味では、国のことを言わなくてはいけないと思いますけれども、現場の市町村におろしていくというところが、ここでは6 . のところになるので、明確に都道府県は市町村の教育委員会に対しては調整、市町村が人事権を、できる限り、これを持つと。そして、教育長といいますか、その専門性を保証するために、それがわかるような分限をここであえて書いてみると。法律的にそれができるかどうか別にしまして、この権限自体は知事さんにあるでしょうから、専門性を持たないといけないということは何らかの形で書き込まれた方がいいのではないかというふうに思いました。

白石主査 ありがとうございます。お待たせしました渡邊委員、その後、品川委員、義家委員。

渡邊委員 教育委員会の組織図を見ますと、まさに教育委員長が、企業でいいますとCEOでありまして、教育委員長がCOOという形で見てとれます。そうしたときに、この教育長、先ほど職員でないと無理ではないかという御発言ありましたが、私は全くそうは思っていません。実際に教育委員、恐らく2年なり、3年なり、4年なり務めて、内部をしっかりと理解すれば、恐らく教育長においては、外からの人間の方がよりふさわしいと、そのように思っています。

というのは、この資料にあります教育長の職前歴を見てもわかりますように、ほとんどが教育委員会の関係責任者もしくは地方公務員ということで、簡単に言いますと、先生方のお仲間の方が非常に多いということで、非常に人事的においても情実人事というものが行われやすいような状況に今あると思います。この教育委員会というものがあるべき1つの地域における学校経営という形で考えた場合にはあまり仲間でありまして、あるべき経営ができないという実態を感じますので、私はこの教育長については外からでも構わないということはずいぶん、書くことはできないと思いますが、そういう方向で考えられた方がいいと思います。

白石主査 ありがとうございます。品川委員お待たせしました。

品川委員 先ほど川勝委員がおっしゃっておられたことでございますが、一律に語るべきではないのは重々承知しておりますが、虐待問題と児童相談所との関連で少しお話をさせていただきます。虐待への意識が高まり、虐待防止法もでき、虐待への取り組みも盛んになってきてはおりますが、専門的な職員の方を置く自治体はまだまだ少ないんですね。もちろん、自治体の予算で心理職の職員を採用して虐待問題に対応する自治体もございますが、まだまだ自治体によってはそれまで全く関係のない部署にいた方が人事異動で児童相談所にいらっしゃるというケースは少なくないんですね。虐待も心理・福祉のプロが現場にいたことが子どもたちを守ることになりませんが、教育も行政のプロだけではなく教育の専門家が事務局にいたことが子どもたちにとっての大きなメリットになるといえると思います。

つまり、教育行政については、確かに教育長はビジョンやリーダーシップのある人であれば外部の方でもいいのかもしれませんが、実際に動かしていく現場というか事務方には

教育行政のプロが全員ではないにしてもいることが、子どもたちの教育権や成長発達権を保障することに直結すると考えております。ですので、そこはぜひ検討していただきたいと思っております。児相で心理職のプロを入れた自治体は、必ずしも児相の職員全員を心理職にしたわけではございません。数名のコアとなる専門家を投入していくんですね。教育行政も数名の教育行政のプロを採用時から育てて、同時に外の風を入れるためにそれ以外の方々の人事交流を検討してもいいのではないのでしょうか。この間まで出納課にいた方がパッとすばらしい教育行政ができるかといえば、決してそういうものではないというふうに感じております。門川委員の京都市は言うに及ばず、現行制度のなかでうまくいっている教育委員会は、事務方の大きさに限らずこういった点で共通しているように考えます。

白石主査 ありがとうございます。義家委員お待たせしました。

義家委員 人事権を持つということは非常に組織として大きな力です。そもそも人事権がなくて、頑張れ頑張れといっても、なかなか甘く見られてしまう部分がある。その意味で、市町村の教育委員会に権限委譲で人事権を与えていくということに全く自分は疑いはないわけですが、しかし一方の現実で、地方に行けば行くほど小さな町村の教育委員会になればなるほど学校と癒着してしまっている実態があるわけです。まず前提として、その癒着構造を健全化させないことには、今現在の癒着、学校との中で権限だけぼーんと与えたら逆に大変なことになってしまいかねない。だから、その癒着の構造にメスを入れるような何らかの方針というのは具体的に出していかないとすごく危険なことになるだろうなと感じます。

更に教育委員会の有事のときの力というものを保証してあげなければいけない事件が今回起きたのが、北教組がいじめ調査をしないと、拒否をしたということですよ。これは北海道というのは滝川事件も含めて非常に深刻ないじめが起こっていた地域にも関わらず、北教組は反対し、いじめ調査をしないと。こういう本当にとんでもない状況が確かに生まれている地域もあるわけですよ。その部分について、教育委員会のある意味で権限強化。そして、その上で、そういう有事に対して国が後ろ盾としてどんどんバックアップしていくということを考えていかなければならない。

だから、パッと見れば、7.などは、国家・国の権限を強めてということがあるけれども、そういうことも、これはブリーフィングで言っても、明記する必要もないと思うんです。現実には今起こっているわけですよ。あのニュースを見た北海道の子供たちから、私にすごい多くのメールが来ましたが、衝撃を受けていますよね。やっぱり先生はこうなんだという形で衝撃を受けている。そういうのも明記した上での国が、著しく適正を排しているところに対してはいくのだというような、ブリーフィングで口頭で言ってもいいし、この辺、強調しておかないと、強調さえすれば、そうだなと。そういう現状があるときに、誰も何もできないという状況を理解していただける。

それから、北海道教育委員会は、今まで北教組とがちんがちんやってきたわけですが、これも、事態は改善されていない。道の教育長とかは文科省から迎え入れるとかすれば変わ

る可能性がある。今、広島がすごく変わっているんですね。広島の教育というのは、以前、ああいう状態だったのが、代々文科省から来て、客観的な立場で様々な改革して、今、すごい成果を上げ始めているわけですよ。教師たちはそうは言わないかもしれませんが、学校は教師のためではなく子供たちのためにあるのです。そういった事例も鑑みながら、そういうことを、道教委がその気にならなければ、首長がその気にならなければどうしようもないわけですが、そういうところに対してだめですと、とんでもないんです、と言える。有事のときに教育委員会を後押しできるような国の権限というのを、これを誤解されないように説明したとき、ある意味でコンセンサスが得られるのではないかというふうに私は感じます。

白石主査 そろそろ、お時間になりますので、手短にお願いいたします、申し訳ありません。

海老名委員 よろしいですか。

白石主査 お願いいたします。

海老名委員 私、地域の指導協力委員というのを仰せつかりました。というのは、私は台東区に住んでおるんですけども、荒川区に問題児がたくさんいるんですよ。それで、そこの高校に委員として伺って、10日ぐらい前なんですけれども、医務局の先生が、若い先生なんですけど、大変悩みを訴えられるんです。問題を起こした子供さんたちが、子供さんで高校生なんですけど、いろいろと相談に来られるんですけども、その相談はわかるんですけど、最後のところで、実は6万円持ってこいと言われた生徒がおりまして、と言いましたら、校長先生と副校長先生が、これは現場的な意見なんですけど、パツととめちゃったんです。その意見、まるっきりなしにして終わっちゃったんですよ。後から手紙が来ました。医務局の指導員がショックな発言をしましたけれども、これは学校側で処理しました、という手紙が来たんです。それだけで終わってしまったんですよ。

私、これでいいものかと思いました。こんなことで学校で簡単に終わらせてしまったら、もっともっと大きな事件起きてしまうのではないかと思ったんですよ。学校で簡単におさまる問題ではないと思ったんです。その医務局の先生はもう真剣な顔で話しているんですよ。それをとめてしまうんですよ。

ですから、もし事件があったら公にして、それで教育委員会で視察に行くとか、それとも話を聞くとかという機会をちゃんとつくらなければいけないなど、現場的に思いました。上の方ではちゃんとしたものはでき上がっていますでしょうけど、現場的にはまだなっていないと思います。もっとどんどん聞きに行く、視察をする。教育委員会、教育長さんがもっともっと手を伸ばしてあげなかったからだめじゃないかなと思いました。

もう一つ、義家先生に伺いたいのですが、この間、亡くなった、自殺した生徒さん、あれはどうなんでしょうか。今、聞く場合ではないかもしれないんですけど、ちょっと伺いたかったんです。

義家委員 多分御指摘になっているのは、被害者が加害者になって、加害者で自殺して

しまった。あれはある意味で、ああいうことって、いじめ問題を放置すると起きるんです。というのは、加害側に加担しなければならないと、強制されているいじめというのもあるんです。要するに参加しなかったら、おまえ、大変なことになるぞという、そういうある意味では、彼はあの事件では加害者になりつつも被害者でもあるとも言えるのです。

白石主査 すいません、少しあとに時間を残しますので、議論を先に進めさせていただいてよろしいですか。話を途中で遮りまして大変申し訳ございません。中座される方もいらっしゃるかもしれませんが、次の議題に移らせていただいて、少し早めに終わりたいと思います。

いろいろ教育委員会部分について御意見いただきましたが、果たしてこれでまとまるかどうか、非常に悩んでおります。そうしますと、横から小野委員が「一任を取りつけ、必ず皆さんの意見を入れましょう」というふうに言ってくださいましたので、きょうの議論を入れさせていただくことにして、細かな文言含めて、主査、副主査に一任をしていただくことは可能でございましょうか。

今度、9日に合同分科会でございますよね。

山中副室長 ないです。

白石主査 ないんですね。

山中副室長 これを受けて、十分皆様方の御意見を反映したのをつくりますので。

白石主査 それをまた再度投げる作業になりますか。

山中副室長 もちろんなります。

小野副主査 ただし、全部は無理なんですけど、できるだけ取り入れることをいたしますので。

白石主査 確認させていただきますが、手続がいったんあるということでご理解をいただいたのですね。

門川委員 1点だけ、すいません。

白石主査 お願いします。

門川委員 市町村教育委員会や学校への権限委譲のところ、留意、配慮という言葉は曖昧だという意見がありました。確かにそうですけど、校長の意見といいましても、プレッシャー団体からの影響がある場合等があり、この「尊重」とか「配慮」以上の言葉はちょっとないのではないかと。校長が本当に自分で考え、自分で主体的に言うのだったらいいんですけども、いろんなプレッシャーのもとで言うケースが現実にあります。そういう部分で、人事というのは結果が大事であって、誰の意見を尊重したかというよりも、権限あるものが、トータルとして判断し、最後は責任持たなければいけない。「配慮」、「尊重」という言葉は曖昧に感じますけれども、法令にそのことを明記することは大きな意味があるのではないかと、そのように思います。

海老名委員 私もそう思います。

白石主査 ありがとうございます。きょうの議論は教育委員会部分については、これで

終わらせていただきまして、皆さんから頂戴した意見を再度案としてつくりまして、もう一回、皆さんに御確認いただくというプロセスを経て決めさせていただきたい。ペーパーは投げていいわけですね。確認作業は。

山中副室長 ここで、もし今までの議論を踏まえて主査、副主査の方に御一任いただければ、それでおまとめいただいて、それをこの会議でのまとめということが可能であれば。

白石主査 その手続は決まっていますので、どういう内容になったかというのは皆さんにもお知らせをした方がいいんじゃないですか。

山中副室長 それはもちろんです。

白石主査 それを確認していただくと。

小野副主査 常勤化のところ、難しい面が正直ございますので、これは気持ちはよくわかるんですけども、それをやると、多分また焼け太りだとかいろいろ言われる。それから、2人トップが常時いるとちょっと問題起きる可能性がありますので、お気持ちはわかるんですが、すみません。

渡邊委員 一任します。

白石主査 ありがとうございます。一任をいただいたということで、教育委員会部分についての議論はこれで終わらせていただいて、審議の2つ目のテーマでございます……。

下村官房副長官 一任というのはこれで基本的にはオーケーということなんですか。

小野副主査 若干の修正を加えてということです。

下村官房副長官 それで、更に皆さんに確認されるわけですか。

白石主査 もうこれで決まりましたというふうに確認ペーパーを投げるということです。

下村官房副長官 はい。

小野副主査 時間的制約等もございますので、我々もそこを心配していますので。

下村官房副長官 時間的にはもうできるだけ早めに決めていただかないと、ちょっと中教審とか、そっちの方が間に合わなくなるというふうに思います。ですからその辺は早めに決めていただきたいと。ポイントは、皆さんがおっしゃっているように、もともとこれは別に国の強化高めるということではなくて、もともと文科省と都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、学校現場、この4つの責任転嫁というか、明確なものがないがために今のような問題が出ているわけですね。ですからある部分はこれは国に責任をきちんと持ってもらう。

一方で、ある部分は現場にきちんと委譲して、現場が権限持つというメリハリがこの6.の「市町村教育委員会・学校への権限の委譲」の問題と、それから、7.の「国と都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との関係」だと思っただけですね。ですから、これは6.の書きぶりをきちんとしないと、国家主導の戦前回帰の国に戻すのかなどと批判される可能性がありますから、皆さんが議論されていることはそうじゃなくて、最終的にある部分は国が責任を持つけれども、しかし現場にも責任をどんどん委譲するのだというトータル

的なバランスですよね。それによってメリハリのつけた教育改革をしたいと。

それがきちんと伝わるような文言にしないと、せっかく今日の皆さんの議論が、外へ出たときには、何か国家主義教育を再生会議が提案するみたいに出る可能性がありますから、その文言については十二分に気をつけていただきながら、ぜひ早めにまとめていただいて出していただければありがたいと思います。

葛西委員 一任をとということによろしいのではないかなと思うんですね。

白石主査 きょうこのペーパーを記者会見で出すということについては、必須事項なんですか。これがまた「一人歩き」してしまうケースもあると私は思うんですが。

山中副室長 ここで御相談させていただいて、詰めるということで。

白石主査 わかりました。

では、2つ目の議題に移らせていただきまして、資料2でございます。これは事務局案、事務局でおつくりいただきましたので、山中副室長の方から御説明をいただければと思います。

山中副室長 今後、第1分科会で、5月、第二次報告、また、第3次報告12月ということで検討していくわけでございますけれども、これにつきましては、お手元にピンクの冊子で本日配布させていただいています24日の再生会議の第一次報告のパートで、「教育再生に向けての今後の検討課題」というところで、実は項目についてはおまとめいただいているところでございます。今後、子供たちにしっかりとした教育再生をしていくということで、更に検討を進めていくということでございますけれども、第一次報告で検討事項とされたものの中で、今後、「教育の内容」ということにつきましては、この中でも学習指導要領の在り方ですとか、教科書の在り方、休日の見直し、外国語教育の見直しといった点。

また、「教員の質の向上」といった中では、教員養成、研修、免許、採用、こういう一貫した形での教員の資質をどうやって向上させていくのかといった点。

あるいは「教育システムの改革」という中では、教育財政基盤の確保、パウチャー制度、課題を抱えた学校の支援といった点、他にもございますけれども、こういう3つの柱があるわけでございます。

このほかの柱は、「社会総がかり」というところでございますので、ここは学校中心ということで、学校の視点から引き出していただいたというものでございます。

「第二次報告に向けての検討事項」ということでございますけれども、特に教育基本法が改正されまして、今後、「教育振興基本計画」といったものが策定されようとしているということもあり、あるいは学校再生のために政府挙げて取組が必要な事柄につきまして「骨太の方針2007」と申しますか、今後の経済財政運営、政策についての方針というものが6月以降になりますか、今後、策定が予定されていることでもありますので、そういうことも踏まえながら教育の内容、研修、あるいはシステムといったことについて重点的に検

討を行ったらどうかということでございます。

そういう中で、先日の運営委員会の中でも、「教育振興基本計画」といったものにどういった点を再生会議として盛り込んでいくかといった点。特に今までの御議論の中でも、教員の数の問題ですとか、あるいは支援体制の在り方ですとか、教育に対する財政的な基盤をどうやって確保していくかといった点が、現実の政策展開という中で重要になるのではないか。一方では効率化を図るということで、限られた財源あるいは人員についての一般的な制約と申しますか、そういうものがあるのは事実ですので、そういう中で、どうやって財政基盤を確保していくのかということが、今後、具体的に教育再生を展開していく上では非常に重要な問題ではないかというのが1点ございます。

それから、もう一つ、学校、教育委員会を含めました第三者評価の在り方につきまして、これは更に検討するということになっておりますので、先ほど白石委員からございましたように、これについて再生会議として、今後も更に検討を進めていくという必要があるかと思っておりますので、教育委員会、学校についての第三者評価の在り方について1つに大きなテーマになるのではないかと考えております。

また、学習指導要領の改訂に関わることにつきまして、教科書の在り方、これは薄過ぎる教科書を改めるという点がございましたけれども、そういった教科書の在り方。あるいはこれは義家委員の方からも、授業時間数の増加というのがございますけれども、具体的にどう対応するのかといった点も更に検討する必要があるのではないかと御指摘がございました。

これは外国語教育の在り方ということで、特に英語教育の在り方等も踏めて、中嶋委員の方からも外国語教育の在り方について、ぜひ御検討をという点がございました。そういう点。

それから、特に先生・教員についてどうやってよい人を得ていくか、どうして伸ばしていくかといった総合的な観点、これは5月から、更に12月に向けての総合的な制度の在り方についての見直しという点もあろうかと思っておりますけれども、そのうち必要な事項について集中的にこの5月までの期間で検討するべき事項があれば検討してはと、そういう感じでございます。

以上でございます。

白石主査 ありがとうございます。私からちょっと確認なんですけれども、1、2、3の3つの分科会でやってまいりまして、第3は高等教育「プロジェクトX」やりますよね。多分就学前教育みたいところは池田さんのところの第2分科会でやると。それぞれ年齢段階に応じた検討項目があるわけですが、そこからはみ出してくるような議題とか、共通課題に関しては、それぞれの分科会の中でまた議論して、ほかの分科会に渡すとか、そういうやり方を続けていくという理解で、その考え方でこのペーパーは第1分科会をやることをまとめていただいたという認識ですよね。

山中副室長 はい。

白石主査 では、この進め方に関しまして、一応事務局（案）が提示されたわけでございますけれども、ほかにこういうことが必要ではないだろうかとか、優先順位これじゃないかとか、いろんな角度からの御意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構でございます。門川委員、お願いします。

門川委員 教育内容を増やして、教科書を充実させることなどは具体化を急ぐ必要があります。前回の14年の指導要領の改訂は、告示が平成10年12月で、新教育課程のスタートまでに3年4か月かかっている。だから、早くやらないと。今、19年です。猛スピードでやっても実際のスタートは22年です。告示がもう少し遅れるともっと遅れます。学習指導要領改訂に関わる部分は、中教審にお任せすることが多いと思うんですけども、並行して議論していただいたらいいのでは。早くやらないことには、22年のスタートが遅れて23年になってしまいます。子供がどんどん卒業してしまうというようなことになります。学習指導要領とか、小学校英語の在り方とか、そういうことをまずスピードアップしなければならぬのではないかなと思います。

白石主査 2枚目の3つ目の項目ですね。

門川委員 はい。

白石主査 承知いたしました。

門川委員 もちろん「骨太方針」の関係もありますけれども、してもらった仕事が非常に多いわけです。

品川委員 私も同じところなのですが、学習指導要領の改訂の中で、教科書の在り方、授業時間数や外国語教育などについてはもちろん大事だと思っておりますけれども、こういった内容は中教審でも検討されるテーマでございます。私としましては、今後の検討課題には、是非中教審等がテーマにしないような事柄を入れていただき、省庁を超えた、あるいは従来の教育内容を超えたもので子どもたちの成長発達権を保障するようなものを提案していきたいと思っております。たとえば、せっかく第一次報告の中に、「読み書き計算の能力だけでなく、問題解決能力や対話・意思疎通能力などの基礎を重点的に効率的に学ばせる」と入れたのですから、ぜひそれを今後の検討課題にしていきたいと思います。フィンランドの教育が評価される背景はいろいろとございますが、この間、文科省からの資料にもございましたけれども、論理思考力や批判的思考力、あるいはコミュニケーション能力、問題解決能力、クリティカルライティングなどを具体的な授業として導入している点は見過ごせません。それを授業項目として立てているということが、読解力を向上させていき、ひいては生きるスキルにつながっていくと考えます。これらは申し訳ないのですけれども、従来の英・数・国・理・社とはちがっているわけでして教科教育の中に片手間にできることではないだろうと思うんですね。といいますのも、いずれも科学的根拠のある専門的な指導方法が確率しているスキルだからです。これらの具体的な導入を再生会議で検討していきたいと考えます。問題解決能力とかコミュニケーション能力を身につけることが、結果的には、いじめなどの学校内における問題解決のベースになりま

すし、ひいては社会に出てからの生きるスキルにもなっていくしますので、ここでぜひ検討課題としていただければいいと思います。

白石主査 具体的には、こちらと別にするのではなくて、学習指導要領の改訂に関わる具体的提言の中の1つとして書く。

品川委員 ええ。たとえば、学習指導要領のなかでいいますと、国語教育のところにコミュニケーション能力を身につけるといような内容がございます。ですが、それでは不十分だと申し上げているわけです。日本文学を勉強した方が国語を教えている確率は非常に高いわけですし、そういった方がすぐにエビデンスのある指導方法でコミュニケーションスキルを教えられるかといえますと、それはまた別問題であろうと考えます。そうではなくてクリティカルライティングにしてもコミュニケーション能力や対人関係能力、問題解決能力にしても、エビデンスに基づいた方法で、具体的なスキルとしてたとえばワークショップ型の授業等で教えていく必要があるのではないかと考えております。そういった指導を総合学習の授業時間でやっている自治体や学校もありますが、自治体間や学校間の差が生じないようにナショナルカリキュラムで提案していく必要もあるのではないかと考えております。

白石主査 ありがとうございます。義家委員お願いします。その次、渡邊委員に行きます。

義家委員 学習指導要領の内容、これを最優先にしていくことに全く異議はないです。ただし、これをする場合にはセットとして、授業時間数をいつ、どこで確保するのかということがセットじゃないと、単に増やすといっても、例えば教える知の量がこの10年間で随分増えたわけですね。例えば道徳教育ももっと充実させなければいけない。それから、情報教育も、10年前はこれほど携帯では普及していなかったから、情報リテラシー教育もしていかなければいけない。それから、今おっしゃったように、コミュニケーション能力をつけるための授業もしていかなければいけない。そうすると増えているにも関わらず、現行のままだと、例えば10%増やすと言いましたけれども、その10%、そういうものだけで満たされちゃったりして、結果的に基礎学力保証教育というのが曖昧になる。

この問題を突き詰めていく場合、どこでその時間を保証するのかということセットとして早急に議論しなければいけないと思うんですね。それが夏休みの短縮なのか、あるいは今ハッピーマンデーで月曜日の祭日があまりにも増えましたけれども、その時間、単純な完全週給二日制以上に減っているわけですね、授業時間数は。じゃあ、一体いつ、それをやるのか、週休二日制の見直しを議論するのか。そういう本質的なところの議論を学習指導要領改訂とセットでやらないと、ただ、見直しますと、こういうことも教えますというのは、現場サイドにしてみたら、じゃあ、いつ、誰が、どうやってやるんですか、という話になりかねないところなので、そのセットをしっかりと議論していくべきだろうなという感じがします。

白石主査 ありがとうございます。渡邊委員お願いします。

渡邊委員 私は今回、この第二次報告においては、教員の養成、採用、研修を明確にするべきだというふうに考えています。というのは、5年間で2割以上の特別免許状授与数を出すということなんですが、これに対して、恐らく各教育委員会は混乱していると思います。というのは、2割出すにあたって、それをどうやって集めてくるのかとか、それから後は、実際にペーパーの免許状だけ持っていて先生になりたい方々に対してどうするのかとか、かわいそうじゃないかとか、そういう議論が実際行われています。

そうしたときに、私が神奈川県で話をさせていただいたのは、とにかく2割だろうが、3割だろうが、5割だろうが、これは目安だと。ただ、大事なことは、先生になるための基準というのがあるはずだと。例えばこういう人間力があって、こういう知識があって、こうで、こうで、こうで、こういう人は先生になって、例えば免許状を持っている人が、その基準に足りなかったら、当然一般人からも集めていくとかという形になるのではなからうかと。

そうしたときに、今、先生の採用基準でありますとか、例えば研修するに当たっても、先生は最低限このレベルではなければいけないみたいな、この基準が非常に曖昧なんですね。実際に今神奈川県でも、現場で先生が授業の力がどのくらいあるかというのを見るのに、たった10分の授業で判断するんですよ。たった10分の授業を大学生にさせて、はい、この人が先生の価値がある。できるわけがないでしょうということで、先日も話をさせていただいたのですが、私は今、教育委員会のこれからの採用、08年3月の採用がもう始まるようとしていますから、この採用の混乱を避けるためにも、この教員の採用基準でありますとか、それから、今いる教員の、ここまではしっかりと勉強してもらいたいとかという、今いる先生の基準ですとかというところを明確にして早急に発表することが、今、この再生会議に求められていることではないかと、そのように思います。

白石主査 先生として備えるべき資質の明確化ということですね。

渡邊委員 そうです。

白石主査 わかりました。葛西委員お願いします。

葛西委員 今、言われた3番目と4番目の学習指導要領と教員養成はどちらもすごく大切で、その順番でよろしいのではないかと思います。学習指導要領の方について言うと、私はあれもこれもというふうに対処しようと思うと、新しい時代にはこれが必要だと、例えばITの教育をやれとか、人によると、学校で株の売り買いを教えろという人までいるんですよ。そういうもの全部に対応しておりますと、教育そのものがおかしくなってしまう。基礎となる知識を持っていると、思考力とか空想力というのはそこから自然に育ちます。ですから、まず最初は基礎知識の部分だと思うんです。

今、基礎となる学力が落ちてきていると言われていきますから、それは数学、国語、あるいは国際語としての英語であったり、それに理科、社会の学科を加えたものを通じて、いかに必要十分な知識を持たせるかが大事であり、それができた後、その土台の上に、今、品川委員の言われたような、よりクリティカルに読む、文章というものを更に深く分析し

て読むというような思考が育つのだと思います。そこは平板ではなくて、優先順位をきちんとつけることが重要だと思います。

教員免許の話について言いますと、第一次報告の中で、いわゆる多様化した教員を採用するということが書かれております。これはすぐにも実行できるものだし、やらなければならない。法律とか予算とは関係なくやれることですし、他方で大量退職が進行している今の時期こそ、まさに好機だと思いますので、それをやっていくといい。

ただ、どんなに面接をしても、学校を出てきたばかりの人を、この人が本当に先生として、今すぐ役に立つか、即戦力になるか、先生になる人格力を持っているかということ、そんなことは絶対に判定できないと思います。同時に、また期待してもいけないので、OJTみたいな形で、最初はこわごとと教えていたものが、だんだん成功体験を積み重ねることによって立派な人間・先生に育っていくというところがありますから、その人の持っている気持ちの常識性あるいは心身の健全性とか、そういうものと専門知識が大切なのかなという気がします。人間が好きで、心身健全で専門知識を持っていれば、あとは経験によって体得するという世界で、教育技術や教育学をいくら教えても実用にはならないと思います。そこを勘違いして、例えばロースクールをつくれれば立派な法律家が育つ、教育大学院をつくれれば立派な先生が育つ、ということにはならないと思います。

当社では各大学の技術系はほとんど大学院卒を採っています。しかしこの人たちが、すぐ役に立つかといったら立たないんですね。教育というのは、土台の高さを高くすることはできても、即戦力をつくることはできないのだという考え方で、先生の選抜も考えていけばいいのではないか。例えば会社で10年間人を使う仕事をし、一定の技術をもつ人は、教育心理みたいなものを勉強してきた人よりも、良い先生にすぐなり得る経験を持っていると思うんです。そういった非常に多様な素質と経験というものをどう評価するか、人間の持っている基本的な対人親和性みたいなものをどう評価するかということに重点を置くべきかと思います。

白石主査 司会がまた発言しましてすみません。今、皆さんのお話を伺っていると、例えば、教員の資質の向上も、どういう先生を入れていくとか、今いる先生たちに、どんな能力を求めていくとか、だめというレッテルを張られるという言い方は変ですけども、少し問題を抱える先生たちにどういう研修をしていって、どんな基準で免許を取り上げていくのかということ考えたときに、相当5月までは盛りだくさんで、優先順位をつけていかななくてはいけないことは自明です。

一番大事なものは学習指導要領と教員の資質の向上という御意見いただいているんですが、何を少し後にずらせていくかということを考えれば、教育振興基本計画、これは文科省さんでも既に議論される予定ですよ。再生会議が果たしてこのディテールまでやるのかどうかということをお考えすると、その重複感ありますし、中教審でやっていることのまた後追いではないかというような意見も出てくると思います。

それより大事なものは、私はたくさんの課題を解決する上で、どういうふうにお金をつけ

ていくのか。今、教育現場でいろいろ予算つけられています、果たしてそれが学力の向上に役立っているのかどうか。新しい予算をどう確保していくのかという財源確保の方が振興計画よりも大事だと思うんですね。それとこれまで皆さんがおっしゃっている具体的対策はセットだと思うんですよ。

ですから1つ目について、ほかの委員の方がどういうふうにお考えなのか、少し御意見をいただきたいと思います。

小野副主査 1点だけ、ディテールは要らないんですけども、骨太のことをぜひここで言わないと、教育振興基本計画、せっかく教育基本法をつくった最大の目玉ですから、教育再生のために何が必要かは強く、細かいことは。

白石主査 骨を出していく。

小野副主査 骨をぜひ出して行ってほしい。

下村官房副長官 これは皆さんのおっしゃっていることはそのとおりなんです、事務局がこれを準備をされる必要があると思うんですが、1つは、先ほど申し上げたように、今月中に3法案について、中教審の方でまとめて、できたらもっと早めにまとめて、与党の方で議論してもらおうと。ですから、その議論と重なるような部分については、議論して再生会議として結論を出しても、今度の法案には関係しないというむだな議論になってしまうということは、あり得るわけですね。ですからどの部分が重なるのか、重ならないのか。

それから、今も出ていましたが、教育振興基本計画も実際文科省で今やっているわけで、同じようなことを同時並行でやってもあまり意味がないと思うので、教育基本計画のどの部分は文科省がやっているけれども、どの部分はやってないから、これは再生会議が提案をする必要があるのかとか、つまり文科省が今やっていること。それから今月中に3法案に向けてそれぞれ準備していること、これを全部外しながら、しかし、なおかつ5月までにまとめて、それは今後法律案で出すこともあるかもしれないし、法律案でなくても、今、3月中にやるということで文部科学大臣がやっていますが、いじめに関する通知改正、ああいうふうに整理分けして、ほかのところと重複しないで、再生会議ができるのは何なのかということ、事務局側がよく整理して、皆さんに問題提起をしないと、ちょっとむだな議論をしてしまったらもったいないと思いますし、その整理がちょっと必要ではないかと思います。

白石主査 ぜひ、それはお願いいたします。

山中副室長 今までの議論を踏まえまして、確かに重複してもいけませんし、せっかく再生会議で議論していただいて、それを骨太なり何なり、あるいは今後のまさに教育再生のために活かしていくために、今までの議論を踏まえて、ここを焦点化して、ぜひやっていただきたいというところをまた御相談してつくっていきたいと思います。それで次回につなげていくということで。

白石主査 ありがとうございます。今後の進め方に関しては、事務局の方で再整理をし

ていただいて、もう少し細かな項目も含めて御提案をいただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、時間も残り 18 分程度になってまいりましたので、池田座長代理、そして山谷補佐官、下村副長官に一言ずついただければと思います。

池田座長代理 今日議論をいろいろ承っていただいて、やはり「教育委員会制度の抜本的な見直しについて」というタイトルですから、一方的に上からおろしていくのではなく、現場からボトムアップしていくことが重要であろうと思います。皆さんおっしゃっていただいているとおり、現場でいろいろ問題点があるとするならば、それらを集約しましてボトムアップしていくという作業が欠かせないのではないかと。一方的に国からのトップダウンでおりてくるという見え方は、私は厳に慎むべきであろうと思いますし、そういうまとめ方は避けるべきだと思います。

しかしながら、ボトムアップでそれぞれ積み重ねましても、やはり最終的に教育委員会そのものの責務・役割といったものが明確にならない限り、抜本的な見直しにならないような気がします。今日の議論を積み上げることによって、都道府県の教育委員会の姿、それと市町村の教育委員会の姿そのものを明確にし、そして役割・使命が明確になるようなまとめ方ができないであろうかというふうに思います。そうしたかたちが外に向かって見えるように留意いただければ大変ありがたいと思います。

白石主査 ありがとうございます。それでは山谷補佐官お願いいたします。

山谷総理補佐官 第一次報告の4つの緊急対応のうち、「子供に対する指導等に対する通知の見直し」というのがありましたけれども、これは一部もう報道が出ておりますけれども、平成18年度中に見直すということでしたが、本日、文部科学省から通知を出す予定と聞いておりますので、まず1つ目は、教育再生会議として、60年間見直されなかったこの通知が教育再生会議で4月の新学期から間に合うということになりました。本当にありがとうございます。

それから、本日、御検討いただきました第1分科会のこと、そして、また教育振興基本計画に絡むことですが、これは中教審で教育基本法改正とともに教育振興基本計画も実は同時に議論しておりました。答申を読むと、かなり細かく議論がなされています。それにかぶるようなことはする必要はなく、再生会議としてやるべきことは、教育振興基本計画といっても、例えば家庭、地域社会、学校との連携とか、勤労体験とか改正教育基本法で変わった条文に基づいて、第1、第2、第3すべてにまたがる案件ということ。あるいは優先順位をつけていくこと。あるいは骨太方針に入れて、例えば経産省とか厚労省などと、あるいは少子化対策などとドッキングして、財政基盤の充実という形で入れられる可能性が非常に高いものなどいろんな角度から、優先順位を皆様の御意見を聞きながら、事務局として整理させていただいて、議論をした方が、結果が出せる第2回目の取りまとめになるのではないかと考えております。

したがって、教育振興基本計画と教育財政基盤の確保ということセットで、第1、

第2、第3にまたがるような形で何かワーキンググループみたいなものをつくった方が、そこでたたき台を出した方が、あるいは能率的なのかもしれませんが、それも含めて少し次回までに事務局で提案をさせていただきたいと思います。座長、座長代理と相談した上で検討したいと思います。

この会議は、白石主査と小野副主査の記者ブリーフィングを用意しておりますので、よろしくお願いいたします。

白石主査 ありがとうございます。下村副長官お願いいたします。

下村官房副長官 これは第2次報告は5月に出すということですよ。

白石主査 はい。

下村官房副長官 ですから、皆様方の日程にもよると思うんですが、今回のような教育委員会の在り方についての議論は特別タイムリミットがあったということで議論していただいているわけですけれども、今後、5月までどれくらいのローテーションで、どれぐらい会議をしていただけるのかどうかという皆さんの御都合にもよると思うんですが、その中で逆算していく中で、あまりそういうことで重複をしない。なおかつもっと本質的なことについてぜひ再生会議として提案していただくと、それをぜひやっていただきたい。

これは第1分科会とちょっと違うのかもしれませんが、一般論で言うと、第一次報告については、今、目の前の公教育の再生をどうするかということで具体的な提言をしていただいたということですので、それはすごく評価が高いというふうに先ほども申し上げましたが、次は理念とか哲学ですよ。そもそも何のための教育再生なのか。本質的にこの国を教育理念、哲学でどういうふうにしていこうとしているのかということについては、これはなかなか中教審でもちょっと難しいテーマだと思いますし、また、国会や与党で議論して出てくるというのも難しいテーマだと思いますし、まさにこういうことについて、再生会議で問題提起をしていただけるということについてはすごい期待感があるんですね。ですから本質的な教育理念、哲学にもつながるようなもの。これは必ずしも第1分科会ではないとは思いますが、かなりそういう意味では骨太なわけですけど、ということについて、ほかの分科会になるのかもしれませんが、要するに中教審がなかなかできないようなことを骨太としてぜひ取りまとめて、限られた期間ですが、問題提起をしていただければ、方向性としては大変ありがたい。それも重ねて、そのことも含めてお願いできればありがたいと思います。

白石主査 どうもありがとうございました。

事務局から何かスケジュール事項、事務連絡等ございますでしょうか。

山中副室長 今後、第1分科会につきましては、きょうこれで当面の課題という中の第一次報告、更に深めると。教育委員会が終わりましたので、先ほど白石主査の方からありましたように、今後のまずは5月に向けて、あるいは12月に向けて、その中で5月までに何をやっていくのか、もう一度整理させていただいて、それを御相談申し上げた上で、また、皆さんにお諮りしていくことにしたいと。

白石主査 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第1分科会でございますが、これにて終了とさせていただきたいと思
います。どうもお忙しい中、ありがとうございました。